

令和7年10月22日

〒444-8567

愛知県岡崎市大平町字才勝8-1

株式会社レッドバロン 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟

理事長 堀 田 伸 吾



(連絡先)

〒950-0965

新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階

担当事務局 高杉 陽子

TEL 025-384-4021

FAX 025-384-4022

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当団体は、消費者問題に関する情報収集及び提供、消費者被害の防止及び救済等を目的とし、消費者、消費者団体、消費生活相談員、研究者、弁護士によって構成され、令和3年10月20日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

貴社より、本年5月30日付回答書において、条項を修正する旨ご回答いただいたところではありますが、他にもご検討いただきたい条項がございましたので、申入れいたします。

つきましては、別紙のとおり申入れをいたしますので、貴社のご見解やご対応を、本書面到達後1か月以内に上記連絡先宛書面にてご回答くださるようお願いいたします。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及びそれ以降の経緯、内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

再度のお願いとなり恐縮ですが、ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

1 第2条（下取車の引渡し時期及び未経過保険料）

①甲は下取り車を本商品代金等の債務の一部の支払の為、代物弁済として商品の引渡し迄に下取書類と共に乙に引き渡すものとします。又、下取車につき乙に引き渡す迄の間に状態に変化が生じた場合は、再査定された価格をもって下取車価格とされても異議ないものとします。

（1）申入れの趣旨

「下取車につき乙に引き渡す迄の間に状態に変化が生じた場合は、再査定された価格をもって下取車価格とされても異議ないものとします。」を

「下取車につき乙に引き渡す迄の間に状態に変化が生じた場合は、下取り価格について販売者と注文者にて再度協議をして決めるものとします」と改定してください。

（2）申入れの理由

上記条項は、実質的に、販売者と顧客との間にて、下取車の売買契約ないし代物弁済契約締結後、顧客から販売者に対し、下取車を引き渡すまでの間に、下取車に状態の変化が生じたことによって販売者に損害が発生した場合の賠償について規定するものですが、同条項によれば、販売者が一方的に損害額を算定し、下取価格を減額できることとなります。

同条項は、債務不履行と相当因果関係のある損害（民法416条）を超えて、顧客に対し高額な賠償を負わせる可能性を有する条項であり、民法の適用による場合に比べて消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項として、消費者契約法10条に抵触する可能性があります。よって、上記条項を改定してください。

以 上